

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 (平成元年七月五日付厚生省・通商産業省告示第五号) (第一条関係) 1
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 (平成元年七月五日付厚生省・通商産業省告示第五号) (第二条関係) 3

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成元年七月五日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一</p>

項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1・2 (略)

3. 注意事項

(一) トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること(トリクロロエチレン等が使用されている製品にあつては、含有されている当該トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること)に留意し、使用設備等の密閉化、回収措置の実施等により使用の合理化に努めること。

(2)～(4) (略)

4 (略)

項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1・2 (略)

3. 注意事項

(一) 第二種特定化学物質が、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること(第二種特定化学物質が使用されている製品にあつては、含有されている当該第二種特定化学物質が、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること)に留意し、使用設備等の密閉化、回収措置の実施等により使用の合理化に努めること。

(2)～(4) (略)

4 (略)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成元年七月五日付厚生省・通商産業省告示第五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十七条第一

現 行

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので、告示する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一

項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1
4
(略)

項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1
4
(略)